



Editorial Office 運営細則（案）

2025 年 ~~09~~ 月 ~~00~~18 日 編集委員会メール審議承認

（目的）

第 1 条 本細則は、編集委員会規程（0801）（以下、「規程」という）第 10 条の 5 に規定された Editorial Office の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（Editorial Office 主担当者の選任）

第 2 条 Editorial Office の職務を担当する者（以下、「Editorial Office 主担当者」という）は、規程に定める編集委員のうちから編集委員会（以下、「委員会」という）が決定し、委員会委員長が委嘱する。

（Editorial Office 主担当者の任期）

第 3 条 Editorial Office 主担当者の任期は 3 年とするが、再任を妨げない。

（Editorial Office の職務）

第 4 条 Editorial Office は、次に掲げる職務をおこなう。

- （1）一般社団法人日本原子力学会が発行する英文論文誌「Journal of Nuclear Science and Technology」（以下、「英文論文誌」という）に投稿された論文の、投稿論文審査から出版に至る委員会の業務を補佐するための、主として Taylor&Francis 社（以下、「出版社」という）との対応。
- （2）英文論文誌の遅滞ない出版やこれに関連する種々のトラブルへの対応と解決のための、定期的な対面またはリモートでの出版社との情報交換。
- （3）英文論文誌の広報や投稿勧誘のための活動。これには関連国際会議への展示ブース出展のための参加を含む。

（Editorial Office の運営）

第 5 条 Editorial Office 主担当者の他に、必要に応じてその業務を短期または恒常的に補佐する者を委員会の承諾の上で加えることができる。

- 2 Editorial Office の運営に必要な原資は出版社が提供し、委員会経費の内、編集委員会収支、英文論文誌経費の一部として独立した区分けされた部門により管理する。

（雑則）

第 6 条 この細則に定めるもののほか、Editorial Office に関し必要な事項は委員会が定める。

(改定)

第7条 本細則の改定は、委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2025年09月0018日 編集委員会メール審議制定、同日施行
2025年00月00日 第0回理事会報告